

津市立学校における区域外就学に関する取扱要綱

平成18年1月1日教育委員会訓第5号

改正 平成26年10月31日教育委員会訓第3号
平成28年3月28日教育委員会訓第2号
平成29年3月31日教育委員会訓第8号

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「政令」という。）第9条の規定による区域外就学（本市の区域外に住所を有する児童生徒等を本市の設置する小学校、中学校又は義務教育学校（以下「学校」という。）に就学させることをいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(承諾の申請)

第2条 保護者は、区域外就学をさせようとするときは、区域外就学承諾申請書（第1号様式）に別表に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(協議)

第3条 教育委員会は、前条の規定による提出があった場合において、別表に掲げる承諾基準に基づき区域外就学の承諾をすべきものと認めるときは、関係市町村に対し速やかに区域外就学協議書（第2号様式）を送付し、政令第9条第2項の規定による協議を行うものとする。

(承諾)

第4条 教育委員会は、政令第9条第2項の規定による協議が調ったときは、その区域外就学について承諾するものとする。

(承諾書等の交付)

第5条 教育委員会は、前条の規定により区域外就学について承諾するときは、速やかに区域外就学承諾書（第3号様式）を保護者に、区域外就学承諾通知書（第4号様式）を区域外就学を受け入れる学校の校長にそれぞれ交付するものとする。

2 教育委員会は、区域外就学について承諾しないときは、速やかに区域外就学不承諾決定通知書（第5号様式）を保護者に交付するものとする。

(届出)

第6条 保護者は、区域外就学の承諾申請に係る事由に変更があったとき、又は当該事由が消滅したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(承諾の取消し等)

第7条 教育委員会は、区域外就学の承諾申請に係る事由が事実と相違すると認めるとき、又は当該事由に変更があり、若しくは当該事由が消滅したと認めるときは、当該区域外就学の承諾を変更し、又は取り消すことができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓の施行前に合併前の津市立小学校及び中学校における区域外就学に関する取扱要綱（平成12年津市教育委員会訓第2号）又は久居市立の小学校及び中学校における区域外就学に関する取扱要綱（平成13年久居市教育委員会訓令第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの訓の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成26年10月31日教育委員会訓第3号）

この訓は、平成26年11月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日教育委員会訓第2号）

この訓は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日教育委員会訓第8号）

この訓は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

区域外就学承諾基準等

区分	承諾事由	承諾期間	添付書類
1	本市の区域からの転出後も従来就学していた学校への就学を希望するとき。	転出をした日の属する学期の終了まで。ただし、小学校6年生、中学校3年生又は義務教育学校9年生の場合は卒業まで、義務教育学校6年生の場合は学年末までとする。	教育委員会が必要と認める書類
2	本市の区域内へ転入予定で、事前に転入予定先に係る学校への就学を希望するとき。	原則として転入予定日前6月以内	本市への転入予定等の時期を確認することができる書類
3	住居の建て替え等のために、本市の区域外に一時転出し、又は本市の区域外における一時的な居所から就学するとき。	原則として転出等の日から6月以内	
4	保護者がその就労等により昼間、児童を保護することができないため、本市の区域内に在住する預かり先の祖父母等の住所地が属する小学校学区の小学校又は義務教育学校学区の義務教育学校への就学を希望するとき。	卒業まで。ただし、事由に変更があり、又は事由が消滅した場合は、当該事由が変更し、又は消滅した日の属する学年末までとする。	勤務証明書等、祖父母等が児童を預かっていることを示す書類
5	児童生徒の身体的な事由により通学又は通院の利便性及び安全性について配慮する必要があると教育委員会が認めるとき。		医師の診断書等
6	不登校の解消等教育上の事由により区域外就学が必要であると教育委員会が認めるとき。	教育委員会が必要と認める期間	教育委員会が状況に応じ必要と認める書類

7	その他特別の事由により 区域外就学が必要であると 教育委員会が認めると き。		
---	---	--	--

第2号様式（第3条関係）

区域外就学協議書

（記号番号）

年 月 日

教育委員会 様

津市教育委員会 印

このことについて、
に住所を有する次の児童生徒の保護者から区域外就学の申請がありましたが、事由相当と認め、学校教育法施行令第9条第2項により協議いたします。

児童生徒の氏名		性別	男・女
生年月日	年 月 日	学年	年
保護者氏名			
住所			
就学希望校	津市立	学校	
期間	年 月 日から 年 月 日まで		
理由			

第3号様式（第5条関係）

区域外就学承諾書

津教委指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった区域外就学については、津市立学校における区域外就学に関する取扱要綱第4条の規定により、次のとおり承諾します。

児童生徒等の氏名		性別	男・女
生年月日	年 月 日	学年	年
就学を承諾する学校	津市立 学校		
承諾期間	年 月 日から 年 月 日まで		
承諾条件等			

第4号様式（第5条関係）

区域外就学承諾通知書

（記号番号）

年 月 日

（宛先） 校長

津市教育委員会 印

次のとおり への区域外就学を承諾しましたので、津市立
学校における区域外就学に関する取扱要綱第5条の規定により通知します。

保護者の住所			
保護者の氏名			
児童生徒等の氏名		性別	男 ・ 女
生年月日	年 月 日	学年	年
現在就学している 学校	市立 学校		
承諾期間	年 月 日から 年 月 日まで		
承諾事由			
承諾条件等			

第5号様式（第5条関係）

区域外就学不承諾決定通知書

津教委指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった区域外就学については、次のとおり不承諾と決定しましたので、津市立学校における区域外就学に関する取扱要綱第5条第2項の規定により通知します。

児童生徒等の氏名		性別	男 ・ 女
生年月日	年 月 日	学年	年
不承諾の理由			

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、津市教育委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として（津市教育委員会が被告の代表者となります。）処分取消しの訴えを提起することができます。